

豊間根地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注: 本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
山田町	平成25年3月22日	令和6年3月28日
対象地区名(地区内の集落名)		
豊間根地区(日当、宇名田、田名部、長内、繋、新田、勝山、石峠)		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	196.00 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	155.60 ha
③ 地区内における75歳以上の農業者の耕作面積の合計	53.37 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	21.38 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	16.00 ha
(備考)	

注1: ③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2: ④の面積は、別表「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

豊間根地区においては、中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多い。現在、担い手はいるが十分ではない状況である。今後、現在の担い手の経営規模拡大を促すことに加え、新たな農地の受け手の確保が必要である。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

豊間根地区では、農用地区画整理事業が完了している。その農地について、農地中間管理事業を活用して、集積・集約化を図っていく。
豊間根地区田名部では、農用地区画整理事業導入に向け、事前調査事業に取り組んでおり、これを契機に規模拡大や農作業受託に意欲のある農家を地域の担い手に位置付ける。

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実に市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

(1) 農地中間管理機構の活用	農用地区画整理事業が完了した農地について、機構の活用の意向を確認し、集積・集約化を推進する。アンケート調査で機構活用の意向が確認できたその他の農地についても、集積を図っていく。 農業者が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難となった場合には、農地の一時保全管理や新たな担い手への再配分等できるよう、機構を通じて中心経営体への貸し付けを進めていく。
(2) 基盤整備への取組	農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、田名部地域において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。 島田及び繋地域においても、基盤整備へ取り組む意向がある。今後、残すべき農地を選別して基盤整備に取り組み、地域の農地を守っていく。
(3) 施設整備への取組	農地の集積については、岩手県機構集積協力金交付事業等の実施により、ある程度の成果が出ている。今後、さらに集積を推し進めるために、乾燥調製施設や保管倉庫等の施設整備に向け取り組む。
(4) 『農地利用セーフティネット』の取組	自分の農地を農地バンクに貸し付け、無料で借り受けて、耕作を続ける仕組み『農地利用セーフティネット』の活用を促進する。これにより耕作者が耕作を続けられなくなった場合、担い手への転貸をスムーズに行い、遊休農地発生防止に努める。
(5) 鳥獣被害防止への取組	鹿の出没件数が増加するとともに、住宅の近くに出没するなど行動範囲も拡大している。このことにより、農作物への被害も出ていることから、町や県の事業、多面的機能支払交付金などを活用して電気柵の設置に取り組む。

5 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	8 人	法人
② 認定新規就農者	1 人	法人
③ 集落営農組織	1 組織	法人
④ 他市町村の認定農業者	人	法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	人	法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	2 人	法人
⑦ 今後育成すべき農業者	1 人	法人

注：基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地域内の耕地面積	集積率
現状	81.51 ha	196.00 ha	42 %
今後	97.51 ha	196.00 ha	50 %